

特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書

積立金基準額の計算	期末資本金の額又は出資金の額		1	円
	同上の25%相当額		2	
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)－(別表三(一)「10」)		3	
	期中増減	適格合併等により増加した利益積立金額	4	
		適格分割型分割等により減少した利益積立金額	5	
	期末利益積立金額 (3)＋(4)－(5)		6	
	積立金基準額 (2)－(6)		7	
	定額基準額 $2,000\text{万円} \times \frac{\quad}{12}$		8	
	所得基準額の計算	所得金額 (別表四「48の①」)	9	
		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四「38」)	10	
		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額	11	
		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)＋(別表十七(三の四)「27の計」)	12	
		受贈益の益金不算入額 (別表四「16」)	13	
		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「19」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)	14	
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)＋(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	15	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四「26」)		16	

事業年度		：	：	法人名			
所得基準額の計算	所	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額 (別表四「37」)			17	円	
		他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表八(三)「13」の合計額)			18		
	得	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)			19		
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)			20		
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)			21		
		沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「13」)			22		
		国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 (別表十(二)「8」)			23		
	額	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「22」＋「37」＋「42」＋「47」＋「52」)			24		
		特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額 (別表十(六)「11」)			25		
		特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(六)「13」)			26		
		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)			27		
	計	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)			28		
		課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「35」)＋(別表十七(三の二)「22」)＋(別表十七(三の八)「28」)＋(別表十七(三の九)「9」)＋(別表十七(三の十)「11」)			29		
		所得等の金額 (9)－(10)＋(11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)＋(16)－(17)－(18)＋(19)＋(20)－(21)＋(22)＋(23)＋(24)＋(25)－(26)＋(27)＋(28)－(29)			30		
算	所得基準額 (30)×40%			31			
	留保控除額 (7)、(8)又は(31)のいずれか多い金額)			32			